

議案第2号

鳥取県教育審議会への諮問について

鳥取県教育審議会への諮問について、別紙のとおり提出します。

平成25年4月23日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

諮 問（案）

鳥取県教育審議会

鳥取県教育審議会条例第3条第1項の規定により、下記の事項について諮問します。

平成25年4月 日

鳥取県教育委員会委員長

中 島 諒 人

記

次代を担う生徒を育成するための魅力と活力にあふれる本県高等学校教育の在り方について

- 1 グローバル化や情報化、少子高齢化がより一層進展するなど社会が大きく変化する中で、生きる力を育み、時代の要請に応じていく高等学校教育の在り方
- 2 県人口や生徒数の減少に対応した高等学校の在り方

諮問理由

新しい知識や技術などの重要性が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に増大し、グローバル化や情報化、少子高齢化がより一層進展するなど社会が大きく変化しています。

このような中にあるには、先を見通すことは難しいことから、予測できない局面を自らの力で切り拓いていくことが必要であり、そのためにも生涯を通じて主体的に学び、考え続ける力などがより重要になってきています。

このようなことから、本県の学校教育においても、生徒が学習などで身につけた知識をもとに、コミュニケーションを通じて協働して新たな知を創出したり、新たな課題を見出して未知なる解に向かうような主体的な学びへと転換していくことが求められています。

あわせて、他人を思いやる心などの豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力などをバランスよく育成することも求められています。

県教育委員会では、生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、社会的に自立していく基盤となる生きる力を育てていくことを視野に入れて、次代を担う人材を育成していくことが必要であると考えます。

また、今後も県人口の大幅な減少と中学校卒業者数の減少が見込まれる中であって、高い教育力を発揮できるようなシステムの構築と、魅力と活力にあふれる高等学校教育の在り方について、より柔軟な発想で、長期的な展望に立って検討していくことが必要であると考えます。

ついては、今後の本県高等学校教育のより一層の充実を図るため、標記の事項について諮問します。